

## 議題4

### 政策会議付議事案書（令和5年1月17日）

提案課名 保育こども園課

報告者名 稲垣 由美恵

事案名	秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例及び秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	<p>令和4年12月16日の民法改正により、「親権者の懲戒権」が削除され、「子の人格の尊重等」が規定されました。これにより、児童福祉法第47条第3項に規定されていた児童福祉施設の長の親権に関しても「懲戒」が削除されたことに伴い、同日厚生労働省令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令）が公布、同日施行され、「懲戒にかかる権限の濫用禁止」の条項が削除されました。</p> <p>これに伴い、「秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例」及び「秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例」の一部を改正するものです。</p>	
経過・検討結果	令和4年12月16日 厚生労働省令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令）の公布	
決定等を要する事項	特定教育・保育施設及び地域型保育事業所における懲戒に係る権限の濫用禁止の条項を削除する。	
今後の取扱い	令和5年3月 令和5年市議会第1回定例会に条例改正議案を提出 公布日から施行	

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例及び秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正することについて

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例及び秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

#### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じて、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び地域型保育事業の運営に係る管理者の懲戒権の規定を削除するため、改正するものであります。

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の  
基準を定める条例及び秦野市地域型保育事業の設備及び運営の  
基準を定める条例の一部を改正する条例

(秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定め  
る条例の一部改正)

第 1 条 秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を  
定める条例（平成 26 年秦野市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

(秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成 26  
年秦野市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

第 14 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号 秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例及び秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例	
<p><u>第 2 6 条 削除</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第 2 6 条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第 4 7 条第 3 項の規定により懲戒に関してその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な処置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>
秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例	
<p><u>第 1 4 条 削除</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第 1 4 条 地域型保育事業者は、利用乳幼児に対し法第 4 7 条第 3 項の規定により懲戒に関してその利用乳幼児の福祉のために必要な処置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。